公益財団法人放射線影響研究所 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人放射線影響研究所(以下「研究所」という)が受け入れる寄付金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 一般寄付金とは、個人または団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金
 - (2) 特定寄付金とは、研究所が使途を特定して募集活動を行うことにより受領する寄付金、および個人または団体から使途の特定がなされて受領する寄付金
 - 2. この規程において「寄付金」とは、金銭のほか、物品その他の財産権を含むものとする。

(寄付の受入および募集)

- 第3条 研究所は、広く団体または個人による寄付金を受領することができる。
 - 2. 一般寄付金については、常時これを募ることができる。
 - 3. 特定寄付金を募集する際には、募集理由と使途、募集総額、募集期間、その 他必要な事項を説明した書面を常任理事会に提出し、承認を得なければなら ない。

(受入基準)

- 第4条 研究所は、寄付金が次の各号のいずれかに該当するとき、またはその恐れが あるときは、その寄付を受入れることができない。
 - (1) 寄付金が研究所の定款第4条に定める公益目的事業の達成に資するものでないと判断されるとき。
 - (2) 寄付金の受入れにおいて、次のいずれかに掲げる条件等が付されているとき。
 - イ 寄付者に寄付等の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - ロ 寄付者が寄付等の経理について監査を行うこと。
 - ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること。
 - ニ 寄付された寄付金を寄付者当人に譲渡または独占的に使用させること。
 - ホ その他研究所の運営上支障があると認める条件に該当するとき。

(3) 寄付金を受け入れることにより、研究所の業務や財政等に特段の負担または支障が生じると認められるとき、または社会通念上受入れが不適当と認められるとき。

(受入手続)

- 第5条 寄付金の申込みに際しては、研究所の定める寄付申込書(別紙様式1)により受付けるものとする。
 - 2. 研究所は、寄付金の申込みを受けたときは、前条の受入基準に照らして受理するかどうかを判断し、受理を決定したときは、寄付者に振込依頼書(別紙様式2)を送付するとともに会計課長にその旨を通知する。
 - 3. 研究所は、寄付金を受領したときは、遅滞なく受領書(別紙様式3)を寄付者に送付する。なお、受領書には、研究所の公益目的事業の実施に対する寄付金である旨、寄付金額または寄付の内容、および受領年月日を記載するものとする。
 - 4. 寄付金の受入れに係る担当部署は事務局総務課(長崎においては庶務課)とする。

(寄付金の取扱)

- 第6条 受入れた寄付金は、次の各号により取扱うものとする。
 - (1) 一般寄付金は、受入手続き等にかかる費用を除く残額の総額を公益目的事業に使用する。
 - (2) 特定寄付金は、受入手続き等にかかる費用を除く残額の総額を特定された公益目的事業に使用する。

(使途の変更)

- 第7条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定寄付金の使途を変更 することができる。
 - (1) 寄付目的が達せられ、寄付金に残額が生じたとき。
 - (2) 当該特定寄付金の使途とされた公益目的事業の終了または廃止など、適正かつ合理的な理由により寄付金の使途を変更する必要があると研究所が認めたとき。
 - 2. 前項各号に該当する場合は、変更前の使途と相当の関連性を有すると合理的に認められる事業の範囲内で使途を変更するものとする。ただし、関連性を有する合理的な使途の変更ができない場合は、当該寄付金の残額は一般寄付金と同等のものとして扱う。

(情報公開および寄付者への報告)

- 第8条 特定寄付金を受領したときは、研究所のホームページ等に情報開示を行う。 ただし、寄付者に関する個人情報については非公開とすることができる。
 - 2. 寄付金の支出が完了したときは、使途および決算報告、寄付金による研究等の成果を、寄付金による事業成果等の報告(別紙様式4)により寄付者に報

告する。

(個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に従い細 心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は平成25年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は令和2年10月20日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

寄付申込書

在.		
T	Н	

公益財団法人放射線影響研究所 理事長 殿

ご芳名	
ご住所	
Tel.又は E-mail	

公益財団法人放射線影響研究所 寄付金取扱規程の規定を了解し、以下のとおり寄付を申し込みます。

- 2. 寄付の目的(以下項目のいずれかに図をご記入ください。)
 - □ 一般寄付金:貴研究所の公益目的事業を支援し、その推進のために寄付を申し込みます。
 - □ 特定寄付金:貴研究所の行う公益目的事業のうち、次の事業に対して寄付を申し込みます。 (特定寄付金の使途は、当研究所寄付金取扱規程第7条により、使途とした公益目的事業の終了または廃止な ど、適正かつ合理的な理由により変更させていただくことがあります。)

[指定事業]		

3. その他

申し込みの際は、寄付金取扱規程第4条に定める受入基準をご確認のうえ、寄付申込書を提出ください。なお、申し込みいただいたときは、個人情報の公開等について必要な連絡をとらせていただく場合があります。

放射線影響研究所 寄付金取扱規程 (抜粋)

第4条(受入基準)

研究所は、寄付金が次の各号のいずれかに該当するとき、またはその恐れがあるときは、その寄付を受入れることができない。

- (1) 寄付金が研究所の定款第4条に定める公益目的事業の達成に資するものでないと判断されるとき。
- (2) 寄付金の受入れにおいて、次のいずれかに掲げる条件等が付されているとき。
 - イ 寄付者に寄付等の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - ロ 寄付者が寄付等の経理について監査を行うこと。
 - ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること。
 - ニ 寄付された寄付金を寄付者当人に譲渡または独占的に使用させること。
 - ホ その他研究所の運営上支障があると認める条件に該当するとき。
- (3) 寄付金を受け入れることにより、研究所の業務や財政等に特段の負担または支障が生じると認められるとき、または社会通念上受入れが不適当と認められるとき。

<お問い合わせ先・お申し込み先>

〒732-0815 広島市南区比治山公園 5-2

公益財団法人 放射線影響研究所 事務局 総務課

電話 080-261-3131 (代表) FAX 082-263-7279

E-mail: rerfadmin@rerf.or.jp

振込依頼書

|--|

寄付金の納付につきましては、下記の口座にお振込みいただきますようよろし くお願いいたします。

記

金融機関	三菱 UFJ 銀行 広島中央支店
口座番号	普通預金 No. 0943252
口座名義	キフキンウケイレク゛チ コウエキサ゛イタ゛ンホウシ゛ソ ホウシャセンエイキョウケンキュウショ 寄付金受入口 公益財団法人 放射線影響研究所

誠に恐縮ですが、振込手数料はご本人様負担とさせていただきます。 ご不明な点等ございましたら事務担当課までお問い合わせください。

【事務担当課】

公益財団法人放射線影響研究所

事務局総務課 Tel: 082-261-3131(代)

E-mail: rerfadmin@rerf.or.jp

		-	

寄付金受領書

名	様	
	寄付金額	
	Carrier & Carrier	177

上記のとおり寄付金を受領いたしました。

年 月 日

広島県広島市南区比治山公園 5 番 2 号 公益財団法人放射線影響研究所 理事長

上記の金額は、当研究所の行う公益目的事業の実施に対する寄付金として受領したものです。

なお、寄付金受領書の再発行はできませんので、ご了承ください。

年 月 日

寄付金による事業成果等の報告

このたび、ご寄付による支出が終了いたしましたので、事業成果等の概要を下記のとおりご報告いたします。

記

受入年月日	年 月 日	受入番号	
寄付者氏名・ 法人名	*****	寄付金額	円
寄付の種類	一般寄付金 / 特定寄付金()

事業成果等の概要	
寄付金の使途の概要	